

令和 7 年度

船橋市地方卸売市場事業会計予算

議案第 8 号

令和 7 年度船橋市地方卸売市場事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度船橋市地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 市場取扱量

ア	水産物	9, 286	トン
イ	青果物	54, 655	トン

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款	市場事業収益	1, 031, 000	千円
第 1 項	営業収益	704, 733	千円
第 2 項	営業外収益	326, 167	千円
第 3 項	特別利益	100	千円

支 出

第 1 款	市場事業費用	1, 017, 000	千円
第 1 項	営業費用	934, 238	千円
第 2 項	営業外費用	5, 662	千円
第 3 項	特別損失	72, 100	千円
第 4 項	予備費	5, 000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 305, 300 千円は、減債積立金 37, 891 千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 25, 134 千円及び過年度分損益勘定留保資金 242, 275 千円で補填するものとする。）。

収 入

第 1 款	資本的収入	25, 700	千円
第 1 項	出資金	25, 700	千円

支 出

第 1 款	資本的支出	331, 000	千円
-------	-------	----------	----

第1項 建設改良費 267,408 千円

第2項 企業債償還金 63,592 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 174,983 千円

(他会計からの補助金)

第8条 人件費等(課税仕入れ以外の支出)の助成を受けるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、282,900千円である。

令和7年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹